

## 平成26年第2回臨時会

報告第3号，専決処分の報告についてお伺いたします。  
まず，本件は家賃滞納が長期・高額になったことから民事訴訟法に定められた支払督促という制度を活用したものと伺っております。そこで本件中の支払督促とは，どのような制度なのか，説明してください。

答弁：支払督促とは，民事訴訟法に定められた制度で，金銭の支払請求などについて，正式な裁判によらず，債権者の申立てにより，請求に理由があると認められる場合に，裁判所が支払督促を発する略式の手続でございます。

債務者から2週間以内に異議の申立てがない場合，債権者の申立てにより，裁判所は支払督促に仮執行宣言を付し，債権者はこれに基づいて差押え等の強制執行の申立てが可能となりますが，債務者が異議を申立てした場合は訴訟手続きに移行することとなり，本件についても相手方から異議申立てがあったことから，訴訟に移行したものでございます。

報告第3号の請求によると，189万4100円が相手方の市営住宅家賃の滞納額となりますが，本件において，支払督促に至るまでの市における滞納者の納付状況及び納付指導の経過をお聞かせください。

答弁：まず，支払督促に至るまでの納付状況についてでございますが，この方は，平成8年7月26日から平成16年4月3日までお住まいで，退去時の滞納額は200万9180円ございました。

退去した平成16年4月から本件の支払督促の日までに9万7080円を納付しておりましたが，本件の専決処分をする日までに1万8000円を納付したため，訴訟移行時の滞納額は報告議案に記載の189万4100円となりました。その後，本年5月12日の判決までに6000円を納付してきましたので，現時点における滞納額は188万8100円となっております。

次に，この方に対する市の納付指導についてでございます

が、入居中においては、督促状の発付、催告書の送付のほか、平成15年度からは嘱託職員による定期的な戸別訪問による納付指導を実施しており、平成15年度は10回の訪問に対し、本人との面談は1回でございました。

退去後においては、催告書の送付のほか、平成16年度から平成25年度までの10年間で、122回戸別訪問し、本人や同居人との面談による納付指導依頼は77回などとなっております。

10年前の平成16年第2回定例会における質疑の中で、明け渡し請求や、滞納整理の法的基準を設け、未収金の一掃を図られることを期待すると発言した経過があるためお尋ねしたいのですが、市営住宅退去滞納者に法的措置を講ずる基準について設けられたならば、その適用状況とともにお示しください。

答弁：市営住宅の明け渡し請求等に係る法的措置については、平成17年4月1日に市営住宅使用料滞納整理等事務処理要綱及び同要領を定め、また、退去滞納者に対する支払督促等の法的措置につきましては、平成21年4月1日の同要綱及び要領の改正により規定しております。

平成21年度の退去滞納者を法的措置候補者とする基準は、滞納額200万円以上で該当者数は17名、その後、基準は毎年度見直し、平成22年度は、滞納額100万円以上で該当者数は46名、平成23年度は50万円以上で該当者数は70名、平成24年度は30万円以上で該当者数は75名、平成25年度は滞納額の多寡にかかわらず、「滞納がある者」とし、該当者数は109名でございましたが、同時に滞納額が10万円未満の退去滞納者で納付誓約を誠実に履行している者については、法的措置候補者から除外する規定も設けたところでございます。

次に、法的措置の適用状況についてでございますが、これまで本件を含めて3件の支払督促の申立てを行っており、このうち督促異議の申立てにより訴訟に移行したのは本件が初めてでございます。

本件相手方に対し，入居中から納付指導を繰り返したが結果実らず，先ほどの答弁であったとおり，200万9180円という滞納額を残し，平成16年市営住宅を退去しているわけですが，市が支払督促の申立てを裁判所に行ったのは平成26年1月のことであり，もっと早めに法的措置を講ずることはできなかったのかという事を，お聞かせ願います。

答弁：先ほどお答えしたとおり，退去滞納者に対する法的措置の実施は平成21年度からでございますが，相手方が法的措置の候補者となった平成22年度，23年度は連帯保証人の協力を得て納付状況の改善が見られたため法的措置に至らなかったものでございます。

平成24年度から全く納付がなくなったため，平成25年度当初には法的措置対象者に選定し，早々に支払督促の申立てを行うつもりでございましたが，相手方の転居により住所が特定できない状況がしばらく続き，住所が判明したところで手続きを行った次第でございます。

本市における市営住宅家賃の法的性格については，「公営住宅の使用関係は，私人間の賃貸借契約と相違ない」とし，私法上の債権として、時効期間を5年と考えています。

本件においては相手の市営住宅入居期間は平成8年7月26日から平成16年4月3日であり，家賃滞納の事実があつてからすでに18年近く経過していることとなります。本件における時効期間の考え方についてお聞かせください。

答弁：市営住宅家賃の時効については民法の規定により5年でございますが，市は納付指導において時効を中断するための措置を講じております。

時効の中断についてでございますが，市の納付指導においては，最初の納期限後に発付する督促状による「請求」や納付誓約書を提出させる「承認」，また，納付指導以外にも訴えの提起などの裁判上の手続きによる「請求」も実施しており，これらは時効中断の効力があるとされております。

本件につきましても，退去後から幾度も戸別訪問を重ね，債務の承認を得て，相手方が納得の上，少額ではありますが納

付いただいておりますことから、支払督促の段階においても時効期間の5年を迎えていないものと考えております。

今回の専決処分の報告の事例の類する市営住宅の退去滞納者は、複数人に上ることと思われることから、旭川市営住宅における全体的な滞納状況と退去滞納者の状況、具体的な人数と滞納額及び納入額、そして、今回の訴訟を受けて、退去滞納者に対して今後どのような対応を考えているのかにお聞きします。

答弁：本市の市営住宅における退去滞納者の人数、滞納額及び納入額についてでございますが、平成25年4月1日時点における平成23年度分までの滞納額は全体で約2億7100万円、滞納者数は526世帯となっており、そのうち、退去滞納者の滞納額は約1億5800万円で、滞納者数は222人となっており、この方たちが平成25年度中に納入した退去滞納分の家賃は約645万円でございます。

退去滞納者に対する今後の対応についてでございますが、すでに市営住宅を退去していることで自らの債務に対する責任感が希薄な方もおられることから、連帯保証人への対応と支払督促による法的措置などを合わせて納付指導に取り組んでいるところでございますが、転居等により戸別訪問による納付指導が困難なケースなどの課題があり、他都市の対応等を参考にするなど研究をすすめてまいりたいと考えております。

指摘：市営住宅の維持管理に市民の税金が使われ、入居を希望している方々が多く控えていることを考えますと、長期・高額滞納の事実にはしっかりと対応していくことを期待し、質疑を終わります。